

令和 7 年度各部定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

各部定期監査

2 監査実施期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から 6 月 1 6 日（月）まで

3 監査の対象

令和 6 年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査対象部局及び日程

別添「令和 7 年度各部定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び主な着眼点

- （1）各部定期監査は、令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を主な着眼点として実施した。

- ア 収入の確保が適正に行われているか。
- イ 予算が適正かつ効率的、効果的に執行されているか。
- ウ 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- エ 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- オ 財産の管理が適正に行われているか。
- カ 従前の指摘事項が是正されているか。

（2）重点事項

「資金前渡」を重点事項として設定し、事務処理等が適正に行われているか確認した。

6 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 重点事項（資金前渡）

ア 資金前渡受者用現金出納簿について、総括口座が作成されていないもの、精算戻入を記帳していないもの等、適正な事務処理が行われていないものがあった。

（保育課、住宅課、教育指導課、八雲中央図書館）

イ 前渡金の支払期間が長期に設定されていたもの、精算戻入が適切な期間内に行われていないものがあった。

（生活衛生課、地域保健課）

(2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 窓口で取り扱った収納金（現金）については、出納保管状況を現金出納簿により記録管理することとなっているが、現金出納簿を作成していなかった。

（中央地区サービス事務所）

イ 資金前渡受者用通帳を前渡金以外の収納管理に使用していた。

（高齢福祉課）

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 所管が行うことができる契約のうち、予定価格30万円未満は課長が決定し、30万円以上は部長が決定することとされているが、予定価格30万円以上の契約を課長や担当部長が決定しているものがあった。

（産業経済・消費生活課、文化・交流課、福祉総合課、介護保険課、障害施策推進課、健康推進課、地域保健課、放課後子ども対策課、みどり土木政策課、道路公園課、道路公園サービス事務所、環境保全課、学校運営課、学校ICT課、学校施設計画課）

イ 契約の締結に当たり、支払方法が分割払の場合は契約書を作成しなければならないが、請書により契約していた。

（南部地区サービス事務所）

ウ 契約書の作成に当たり、契約条項、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項の一部又は全部を添付していないものがあった。

(秘書課、人権政策課、放課後子ども対策課、学校運営課)

エ 電子複写機保守委託契約に当たり、児童館等ごとに8件の契約依頼・契約決定を行ったが、契約締結時に契約書を1通で作成していた。

所管が行うことができる物品等の契約は、予定価格50万円未満の契約であるが、すべての予定価格を合算すると所管の権限を越えていた。

(放課後子ども対策課)

オ 見積合わせの際は消費税を加算しない額で比較しなければならないところ、1者の見積りに消費税が加算されていたことに気付かず合計額を比較した結果、税抜価格で比較すると金額が高い者と契約を締結していた。

(環境保全課)

カ 所管が行うことができる物品等の契約は、予定価格50万円未満の契約であるが、2件を合算すると50万円以上となる物品購入を1日違いの日付で契約依頼し、2件とも同一業者(2者)を含む業者に見積りを依頼して、自所属契約としていた。

(みどり土木政策課)

2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見受けられたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

(1) 共通事項

ア 実施計画の改定について

区では、基本構想に掲げるまちの将来像の実現に向けて、基本計画に基づく政策等を着実に推進し、社会経済状況の変化や新たな行政課題に的確に対応するため、現在の財政状況や今後の収支見通し等を踏まえ、7年3月に5年間の具体的な事業計画である実施計画を改定している。

今期の実施計画には、計画的な対応が求められる学校施設の更新をはじめ48の事業が盛り込まれ、総事業費は約1,235億円で、前計画の約2.6倍と大幅な増加となっている。

計画の進行管理に当たっては、これまでの達成目標や計画期間の事業量に加え、今回、新たに成果指標を設定し、事業目的の達成度合いや進捗状況を

把握しながら事業の進め方を検証していくとしている。

施策や事務事業の効果を客観的に把握するためには、その判断の基準となる指標と目標の明確化が重要で、区民に成果をわかりやすく示す上でも大切なことであり、効率的・効果的な区政運営を更に進めるため、実施計画の全事業において成果指標を設定し、評価・検証を実施するとしたことは、これまでの取組を一步進めるものとして期待するものである。

評価等の実施については、これまでの各部定期監査においても、たびたび意見・要望を述べており、今後、具体的な取組を進めるに当たっては、行政評価の意義や効果なども含めて、職員の理解を更に深めるとともに、職員の負担や費用対効果も考慮しつつ、区民に事業の成果等をわかりやすく示せるよう、創意工夫を図りながら着実な推進を図られたい。

(企画経営課、特命課、ほか関係課)

イ 収入未済額の縮減について

6年度の収入未済額の状況は以下のとおりである。

会計区分	収入未済額	増減額（前年度比）	増減割合
一般会計	10 億 3,286 万円余	△1 億 2,260 万円余	△10.6%
特別区税	4 億 8,806 万円余	△1 億 208 万円余	△17.3%
国民健康保険	7 億 953 万円余	△1,964 万円余	△2.7%
後期高齢者医療	4,243 万円余	△170 万円余	△3.9%
介護保険	1 億 5,810 万円余	249 万円余	1.6%
合 計	19 億 4,293 万円余	△1 億 4,146 万円余	△6.8%

※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

4会計の合計は、19億4,293万円余で、特別区税を中心に前年度比1億4,146万円余（△6.8%）の減となった。4年度は前年度比で△10.6%、5年度は△7.8%と、この数年間、顕著な減少が続いており、滞納整理事務の効率化や納付方法の多様化などを進めている、滞納対策課はじめ各所管課の努力を大いに評価したい。

しかし、収入未済額は依然として多額であり、区民負担の公平性や財源確保の観点から、今後もその改善に一層の取組が求められる。期限内納付がされなかった債権については、早期の働きかけなどが大切であり、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金を含めて、法令等の規定を踏まえ、引き続き効率的・効果的な債権回収に努め、収入未済額の更なる縮減を図られたい。

(滞納対策課、ほか債権所管課)

ウ 重点事項（資金前渡）について

資金前渡とは、特定の経費について会計管理者が職員に概括的に経費の金額を交付して現金支払をさせるもので、支出の原則（債務金額の確定、支出期限の到来及び債権者の確定）に対する特例である。今回の監査では、指摘事項に挙げたような是正・改善を要する不適切な事項が見受けられた。

支払期間が長期に設定されていたり、清算戻入が適切な時期に行われていなかった例では、「現金を管理する」ことに対する所管課のリスク意識が不十分であったといえる。所管課は、資金前渡が特例的な事務処理であることを認識し、現金に係る事故が起きないように、法令等を確認・理解の上、適切に事務を行わなければならない。

現金出納簿については、前年度までの誤った記帳方法を踏襲して事務処理を行っていた例が見受けられた。現金出納簿の作成は、現金の不正使用や紛失を防ぎ、使途を明確にして精算時の根拠とするためにも重要であり、財務事務の手引等のマニュアルを確認の上、正確な記帳を行う必要がある。

今後、現金出納簿等の帳簿の電子化が進んでいくと思われる。制度所管課は、資金前渡の事務処理が正しく行われるよう指導するとともに、わかりやすいマニュアルの作成と周知に努められたい。

（会計課、ほか全課）

エ 契約事務の適正な執行について

指摘事項に挙げたように、契約締結に当たり事案決定区分を誤っているものが多数見受けられた。

契約事務等については、6年度予算から新たな内部情報システムにより処理することとなった。旧システムでの契約決定処理は、契約金額に応じた決定権者と決裁ルートが自動的に設定されていたことから、決定権者の誤設定は発生しなかった。一方、新システムでは決定権者等の自動設定は行われないため、個別に判断し設定する必要がある、その設定に誤りが生じたものである。

また、昨年度も指摘した契約条項、暴力団等排除に関する特約条項及び談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されていない契約も複数課で見受けられ、口頭により注意した軽微な事項も含めて、基本的な事務処理の誤りが多く発生している。

こうした誤りを防止し、事務処理を適正に行っていくためには、職員一人ひとりが関連する法令や基礎的知識の習得と向上に努めるとともに、管理監督者自らが事務処理における責任を自覚し、前年度の例を安易に踏襲することなく、決裁過程において契約内容や添付書類等の確認を徹底するなど、組織的なチェック体制を構築する必要がある。

制度所管課は、契約に関する書類について、紙と電子データが混在し事務処理が複雑化している現状等を踏まえ、説明会や研修の実施、マニュアルの整備・充実、適切な指導・助言など、適正な事務処理に向けて、具体的で実効性のある取組を進められたい。

また、同様の事務処理の誤りが繰り返し発生する状況を、単に事務処理を行っている職員や一部の所属だけの問題とするのではなく、全庁的な課題として捉え、事務を統括する所管として、発生原因を分析し、実際に事務処理を行う職員の立場にも留意しつつ、より効率的で適切な事務処理となるよう、制度の見直しやシステムの構築等も含めて、費用対効果も踏まえ、間違いが起これにくい仕組みの確立に努められたい。

(契約課、ほか全課)

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

財政計画の策定について

7年3月の実施計画の改定に合わせて、中期的な見通しをもって計画的な財政運営を進めるため、5か年の財政計画が策定された。

財政計画は、実施計画の着実な実現を支える財政的な裏付けとなるもので、歳入面ではふるさと納税による減収影響等、歳出面では原油価格・原材料価格の高騰や経常的経費の増加等を踏まえた計画となっている。

計画期間の5年間では、臨時経費は9年度をピークに減少するものの、人件費や一般事務事業費等の経常経費の大幅な増加により、財政規模の拡大が見込まれている。

また、特別区債残高は、7年度の116.5億円から11年度の376.7億円へと260.2億円増加する一方で、積立基金残高は、989.1億円から661.2億円へと327.9億円減少しており、「借金」の増加と「貯金」の減少を合計すると588.1億円となるなど、今後、相当厳しい財政運営が求められることが予測されている。

こうした厳しさが増す区財政の状況について、歳入合計から基金の取崩しや特別区債の発行による収入等を差し引いた金額と歳出合計から公債費や基金積立等を差し引いた金額で各年度の純粋な収支バランスを見るプライマリーバランス（基礎的財政収支）や12年度以降の積立基金残高と特別区債残高を試算するなど、新たに財政計画に関する分析を追加し、よりわかりやすく中長期的な収支見通しと財政運営上の課題等を示したことは評価したい。

今後も、基本計画や実施計画事業等の着実な推進に向けて、効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、区財政の状況等について、適宜適切かつ創意工夫した情報発信に努められたい。

(財政課)

イ 資産経営部関係

新たな目黒区民センター等の整備について

目黒区民センターについては、平成29年6月に策定された区有施設見直し計画において、区有施設見直しのリーディングプロジェクトに位置付けられ、平成30年度からは設置された専管組織を中心に、区有施設見直し計画に基づく本格的な検討が開始された。

平成31年3月に「目黒区民センターの課題整理」、元年9月に「目黒区民センター見直しに係る基本的な考え方」の策定に向けた検討素材」が作成され、区民意見の募集実施後、2年6月に「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方（中間のまとめ）」がまとめられた。

その後、小中学生等からのアイデア募集や区民や大学生を対象としたワークショップなど、様々な区民参加の取組が行われるとともに、民間事業者へのサウンディング調査の実施後、2年11月に「新たな目黒区民センターの基本構想」策定に向けた基本的な考え方」、3年10月に「新たな目黒区民センターの基本構想」、5年11月には「新たな目黒区民センターの基本計画」が策定されている。

この基本計画では、新たな目黒区民センター等整備・運営事業をPFI方式（民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法）により実施する方向としており、また、区有地を定期借地により民間事業者へ貸し付け、民間施設を整備させる付帯事業（民間収益事業）の実施も予定されていた。

区は、6年7月に事業者公募を開始し、10月には資格審査通過者を対象に、競争的対話（区と事業者との意思疎通を十分に行い、提案に反映するための対話の機会）を実施したところ、全グループから、提案上限価格を含む現在の公募条件での提案は困難である旨の意見があったことなどから、公募を中断し、市況を踏まえた事業費の再算定と本事業の区財政への影響を検証することとした。

検証の結果、区有施設の更新をはじめとした区の事務事業に係る歳出が増加している状況等がある中で、持続可能な区民サービスを維持するためには、継続的な歳出削減が必要であり、事業期間が長期にわたり多大な歳出が見込まれる本事業については、適切な見直しを行う必要があることから、7年1月に当初の公募条件での事業実施を中止し、7年度から8年度にかけて実施する、区有施設見直し方針及び区有施設見直し計画の改定検討作業と並行して、事業の方向性を整理した上で、9年度以降の具体化を目指すとした。

なお、下目黒小学校については、事業の中止・再検討による児童等への影響を考慮し、当初のスケジュールを基本として建替えを行うこととしている。

目黒区民センターに関する再検討を進めるに当たっては、これまでの7年間にわたる検討や区民参加の取組等を決して無駄にすることなく、中止の判断に至った要因等を的確に分析し、施設のあり方や整備・運営手法なども含めて、中長期的な区財政への影響等も十分に検証した上で、改めて区民や関係者の理解を得ながら、全庁的な連携・協力体制のもとに取り組むことを強く要望する。

(資産経営課、ほか関係課)

ウ 総務部関係

職員数について

6年4月1日付けの職員数は、2,061人(常勤職員1,979人、暫定再任用職員77人、任期付職員5人)で、前年度比4人の減となっており、ここ数年の間、ほぼ同程度の人数で推移している。

職員数の管理については、基本構想で定めた区政運営方針「未来を見据えた持続可能な行財政運営」に基づき、基本計画において区政運営の考え方「人財」の育成・活用と組織の活性化」の中の施策立案の視点の一つとして「職員数の適正化」が示されており、「事務事業のビルド・アンド・スクラップに連動した組織・職員数の再編成・再配分を行っていきます。」などとしている。

具体的には、各年度の行財政運営基本方針を踏まえて定められる組織改正・職員定数算定事務処理方針等に基づき職員数が決定されており、中長期的な定数管理に関する方針等は策定されていない。

7年3月に改定された実施計画の総事業費は約1,235億円で前計画から大幅に増加しており、取組を着実に推進していくためには、デジタル技術や民間活力の活用などにより効率的な執行体制の確立を図ることは不可欠である。

そのため、職員数についても、実施計画期間内の事業量を考慮しつつ、人件費が義務的経費であること等を踏まえ、中長期的な観点から方針等を策定するなど、計画的に適正化の取組を進められたい。

また、職員の定数については、職員定数条例第2条に規定する人数の範囲内とされ、区長、議会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局ごとに人数の上限が定められている。

地方公務員法の改正により定年年齢の段階的引上げや管理監督職への役職定年制が導入される中、年度により業務量の差が大きい部局への対応なども含めて、より効率的で柔軟な職員配置が可能となるよう職員の定数についても検討されたい。

(人事課)

エ 危機管理部関係

災害対策本部の組織体制の見直しについて

区の災害対策本部（以下「本部」という。）の組織体制については、これまで通常の行政組織とほぼ同様の組織体制としていたが、被災自治体の事例等では、こうした組織体制における問題点が指摘されていたことから、より効果的で即応性の高い災害対応を実現するため、ICS（インシデント・コマンド・システム）を用いた機能別の組織体制に見直され、6年4月から新たな本部の運営が開始されている。

ICSは、災害対応に必要な5つの基本機能である、「指揮・監督」、「情報・作戦」、「後方支援」、「庶務」、「実行」を有した組織を対応業務ごとに編成し、運営する手法で、区の本部は災害対策の総合調整などを担う統括部をはじめ、避難所運営や被災者の生活再建支援など災害対応業務に適応するため、機能別に避難支援部、生活再建支援部、要配慮者支援部、医療支援部、都市復旧部及び災害廃棄物処理部の7つの部で編成されている。

6年度は、本部統括部の運営マニュアルの見直しを進めたほか、各部の訓練への参加や意見交換などを通じて、各部と危機管理部が連携して運営マニュアルの充実を図っている。

災害発生時には、職員の多くが災害対策の最前線に立ち、困難な状況の中で迅速かつ適切に業務を行うことが要求される。これらの業務を適切に行うためには、日頃から各職員が災害時の自らの役割を認識し、行動を想定しておくことが必要となる。

7年度は、職員を対象とした防災訓練として、地域避難所参集指定職員等図上訓練や避難所運営訓練、また、災害対策本部会議実施訓練等が予定されていることから、災害時の情報共有体制の確保等のために運用している「災害情報共有システム」を活用した災害情報の登録訓練などの実施も検討されたい。

今後も、各部の運営マニュアルを絶えず見直し、その充実を図るとともに、より実践的な教育及び訓練の実施に努めるなど、各部の連携による円滑な災害対応の実現に向けて取組を推進されたい。

（危機管理課、地域防災推進課、防災課、ほか関係課）

オ 区民生活部関係

豊かな地域コミュニティの形成と支援について

区のコミュニティ施策については、平成29年12月にまとめられた「コミュニティ施策の今後の進め方（以下「今後の進め方」という。）」において、住民が自分の地域に関心を持ち、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うことができる、住みよい地域社会づくりを進めることを基本的な考え

方としている。

具体的には、地域コミュニティの基礎である町会・自治会、地域の協議組織である住区住民会議や地域の様々な活動団体等を含めて、今後の進め方に掲げた15の取組方針に基づき、認知度向上や情報発信支援、地域の人材の確保・育成支援等の取組を進めている。

取組の実施状況等については、毎年、区民生活部として課題等も含めて整理をしているが、取組方針の見直しまでは行っていない。

今後の進め方については、策定後7年が経過していることから、コロナ禍後の地域の様々な団体の活動状況を踏まえた上で、改めて、15の取組方針について検証し、関係者の意見を十分に聞きながら、更なる支援の充実に向けて必要な見直しに取り組まれない。

また、6年度から取組が開始された重層的支援体制整備事業は、これまで進めてきた包括的な支援体制を充実し、区民の地域社会への関心を高め、多様なつながりを生み出す地域づくりを進めるもので、地域コミュニティにも課題解決や活動の場を求めるものとなっている。

今後の地域コミュニティの形成と支援に係る施策の推進に当たっては、これまで以上に、こうした関連する事業も視野に入れながら、必要な調整等を図り、それぞれの活動が更に充実するよう努めることを要望する。

(地域振興課、各地区サービス事務所、ほか関係課)

カ 産業経済部関係

商店街の活性化支援について

区では、人が集い活力あふれるまちの実現に向けて、魅力ある商店街づくりを支援し、区民が安心して買い物ができる場であり、地域コミュニティを支え、交流やにぎわいの場でもある商店街を中心とした、区民にとって魅力ある買い物環境の形成に取り組んでいる。

基本計画においても、魅力ある商店街づくりの推進を施策として掲げており、個々の商店街がもつ個性を生かしたイベントの実施や歩行者空間の安全確保、商店会の組織力強化等の取組を進めるとしている。

商店街に対する主な支援としては、都区併用の補助制度である商店街チャレンジ戦略支援事業と区独自の補助制度である商店街プロモーション事業があり、商店街が実施する様々な事業等に活用されている。

魅力ある商店街づくりの推進については、商店街等が企画し実施するイベント事業に対する補助の実績数を基本計画における施策の成果指標の一つとして設定しているが、補助金の額は高額であり、補助事業の有効性の観点からも、商店街の振興やにぎわいの創出の目安となるような客観的な基準等に基づいた

評価指標を設定し、適切な効果検証に取り組まれない。

また、区独自の補助制度である商店街プロモーション事業については、コロナ禍後、当初予算に対する執行率が低い状況も見受けられることから、各商店街の状況や意見等も十分に踏まえて、より効率的・効果的な活用が可能となるよう補助対象事業の見直し等も検討されたい。

(産業経済・消費生活課)

キ 文化・スポーツ部関係

学校施設の使用見直しについて

学校施設の教育目的外での使用は、教育委員会が教育上支障がないと認める場合に、学校施設使用条例に基づき使用を認める目的外利用と、地域におけるスポーツ振興と区民相互の交流促進を図るため、学校開放運営委員会が行う学校開放事業があり、学校開放事業は、個人開放と団体開放が実施されている。

共働き世帯の増加に伴い、学童保育クラブの待機児童対策をはじめとした放課後の子どもの居場所づくりが喫緊の課題となっていることや学校施設の更新工事に伴うグラウンド不足などで、学校施設活用の需要が高まる中、学校開放事業における団体利用枠の減少が見込まれる状況があった。

こうした状況を解消し、適正な受益者負担と利用の公平性及び持続可能な施設運営を図る観点から、6年5月に「学校施設の使用見直し方針」が策定され、7年4月から新たな学校開放事業等が開始されている。

見直しの主な内容としては、学校職員の事務負担軽減のためのスポーツ団体の目的外利用廃止と学校開放（団体開放）への移行、スポーツ利用の登録団体が主として使用する小中学校のうち、1校を「ホーム校」として指定し、その学校が所属する「地区」を活動範囲として申請する「地区割制」の導入、学校施設使用料の設定と減免制度の導入等であるが、従来からの課題であった学校施設の使用見直しと受益者負担の導入等について、区民意見の募集や説明会の実施など丁寧な取組により、制度の見直しを進めたことは評価したい。

今後も、学校の施設状況や学校開放事業の利用状況等を踏まえながら、新たな制度とその運用等について、学校や利用団体等への丁寧な説明に努めるなど、学校施設の更なる効率的・効果的な使用に向けて適切に取り組まれない。

(スポーツ振興課、ほか関係課)

ク 健康福祉部関係

手話言語条例の施行について

手話は言語であるとの認識の下、手話に関する施策の推進を図り、手話を必要とする人が手話を使って自立した生活を営み、全ての人が障害の有無によ

て分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会を目指す「目黒区手話言語条例」が7年4月に施行された。

手話については、障害者基本法及び障害者の権利に関する条約において、言語として明確に位置付けられており、手話を必要とする人が生活する上で必要不可欠な意思疎通手段である。

区では、聴覚障害者等で手話を必要とする場合に手話通訳者を派遣する手話通訳者等派遣事業や手話通訳者の養成講座を実施するなど、手話の普及や理解促進、聴覚障害者等の福祉の向上に取り組んできたが、手話が言語であることの理解が十分な状況に至っていないことから、6年3月策定の障害者計画において、手話言語等の意思疎通に関する条例の制定に向けた検討を進めるとしていた。

条例では、区が推進する施策として、手話が言語であることの理解の促進及び手話の普及に関する施策、手話を必要とする人が、手話による情報の取得及び利用並びに意思疎通を行うための施策、手話通訳者の確保、養成及び資質向上のための施策等が掲げられており、7年度の新規事業として、職場や団体等に講師を派遣する出張手話講座講師派遣事業などが開始されている。

条例で定めた施策を推進するためには、こうした所管部局による事業の充実に加えて、関係施策の推進を担う職員が条例の制定趣旨を踏まえて適切に事業が実施できるよう十分な周知を行うとともに、他所管の行事等を含めて、様々な機会を活用し区民の理解を深めていくことが重要である。

7年6月には、手話に関する施策の推進に関する法律が公布・施行され、また、11月には、東京でデフリンピック（デフ(Deaf)は、英語で「耳がきこえない」という意味。ろう者による国際スポーツ大会）の開催も予定されていることから、こうした機会を活用し、手話についての理解促進と普及啓発等の取組を積極的に進められたい。

(障害者支援課、ほか関係課)

ケ 健康推進部関係

がん検診について

がん検診については、健康増進法に基づき、国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を踏まえ、現在、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん及び乳がんの5つの検診が実施されている。

検診の対象者は、職場等で受診機会がある区民は除かれていることから、基本的に受診希望者に対して受診券の送付を行っているが、一部の検診については、対象である可能性が高い国民健康保険加入者や住民税が特別徴収されていない区民などに受診券を一斉送付している。

各がん検診の受診率については、例年、１２％から３５％前後で推移しており、区民の健康寿命の延伸を基本理念として、平成２８年３月に改定された「健康めぐろ２１」で定めた目標である受診率５０％には達していない。

また、６年９月に厚生労働省が公表した「令和５年人口動態統計（確定数）の概況」によると、日本人の死亡原因の第１位は悪性新生物で、年間３８２，５０４人が亡くなっており、受診率の向上が課題となっている。

５年３月に閣議決定された国の第４期がん対策推進基本計画では、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指すとして、受診率の目標値が５０％から６０％に引き上げられている。

国においても、がん検診の受診率向上に取り組む自治体の事例を紹介する資料を作成するなど、区市町村の取組を支援していることから、こうした取組を参考とするほか、広く情報収集を行い、がん検診の意義や必要性の周知啓発も含めて、より効率的・効果的な受診率向上のための方策を検討されたい。

（健康推進課）

コ 子ども若者部関係

子ども総合計画の改定について

区は、子ども条例の理念に沿った、子育て・子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、７年３月に子ども総合計画を改定した。

改定に当たっては、改めて原点に立ち返り、子どもの権利を尊重し、子どもを中心に据えて、地域全体で子育て・子育てを支えることを重点においた施策づくりに取り組むとともに、こども基本法の制定やこども家庭庁の発足を契機として大きく拡充した国や都の政策と効果的に連動した取組を進めるとしている。

新たな計画では、「子どもの尊厳を大切にする」、「子どもの権利を守り健やかな成長を支援する」、「地域とともに子育て・子育てを支える」の３つの「基本理念」のもとに、基本目標と個別施策を体系化し、総合的に施策を推進していく従来からのアプローチに加え、計画期間中に特に重点的に取り組んでいくべき課題を「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」と位置付けて、「総合的な子ども家庭支援プロジェクト」、「子ども・若者社会参画プロジェクト」及び「子ども・若者居場所づくりプロジェクト」の３つのプロジェクトの積極的な推進が掲げられている。

このプロジェクトは、子ども施策推進会議の答申を受けて、こども基本法やこども大綱の趣旨、区の現状認識を踏まえて、新たな視点で集中的に取り組むべき課題への対応を整理したものである。

プロジェクトの推進に当たっては、子どもや若者の意見を施策に反映する機

会を確実に設け、その結果をフィードバックする仕組みを確立するとともに、進捗状況に係る評価等を適切に行いながら、事業内容や実施方法を適宜見直し、取組を着実に進めていってほしい。

(子ども若者課、ほか関係課)

サ 都市整備部関係

自転車の安全利用に係る取組について

「スマートフォンを見ながらの運転」や「スピードの出しすぎ」など、事故を引き起こしかねない交通ルール違反や運転マナーを無視した危険運転が後を絶たない状況であることから、区では、2年10月に自転車の安全な利用の促進に関する条例を施行し、自転車損害賠償保険等への加入や自転車ヘルメットの着用促進等に取り組んでいる。

また、3年5月に策定された第10次交通安全計画では、達成目標の一つに「自転車安全利用意識の定着」を掲げ、自転車の安全な利用に対する取組等を推進している。

自転車利用者の安全利用意識の定着に向けた取組としては、自転車の安全な乗り方等の指導や自転車の点検、走行訓練等、地域が行う自転車安全教室を警察署と連携して支援するほか、自転車シミュレータによる危険予測度判定の実施や、VR（仮想現実）で事故状況を疑似体験できる自転車安全体験教室を開催するなど、自転車の安全運転と交通ルール遵守の啓発に努めている。

一方で、5年6月に実施された第47回目黒区世論調査では、自転車の安全利用について尋ねており、自転車利用時の意識として、「交通ルール、マナーを理解し守っている」と回答した人の割合は、86.2%となっているものの、加入が義務化されている自転車保険について、「加入していない」と回答した人の割合は、24.7%、また、自転車利用時のヘルメット着用についても、「着用しておらず、今後も着用する気はない（ヘルメットの購入予定なし）」と回答した人の割合は53.9%で、この調査結果を見る限り、自転車の安全利用に係る取組の更なる強化が求められる。

8年4月からは、自転車に対する交通反則通告制度（「青切符」による取締りを行う反則金制度）が施行される。区として、警察署や関係機関等と連携し、自転車利用者が一層歩行者を気遣い、交通ルールやマナーを守る行動をとるよう働きかけを強化するとともに、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用についての啓発を更に進められたい。

(土木管理課、ほか関係課)

シ 街づくり推進部関係

中目黒駅周辺地区の整備について

中目黒駅周辺地区は、都市計画マスタープランにおいて、広域生活拠点として、駅周辺における都市基盤の整備と都市機能の更新を進めるとともに、公共空間や民有地の広場・空地等活用した公民連携のまちづくりの取組により、多様な文化や交流が生まれるまちを形成するとし、町会・自治会や住区住民会議、商店会などで構成される中目黒駅周辺地区街づくり協議会が中心となって、地域主体のまちづくり活動の取組が進められている。

2年10月には、一般社団法人中目黒駅周辺地区エリアマネジメント（以下「ナカメエリアマネジメント」という。）が設立され、目黒川船入場の利活用や桜開花期間中の使い捨てプラスチックカップ削減の取組など、公民連携により様々なまちづくり活動が展開されている。

さらに、3年度からは、ナカメエリアマネジメントを中心として、国の官民連携都市再生推進事業制度を活用した、多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築等の検討が行われ、5年度には、公民連携によるエリアプラットフォーム「ナカメをデザインする会議。」が設立されるとともに、中目黒駅周辺地区の魅力ある将来像の実現に向けたまちづくりの方針と具体的な取組をまとめた「ナカメ未来ビジョン」が策定されている。

また、中目黒駅前北地区では、2年12月に地権者による再開発準備組合が設立され、事業の具体化に向けた検討が進められていることから、中目黒駅周辺地区が、今後、具体的にどのように変わっていくのか、街の全体像について、様々な手法を活用し、幅広くわかりやすい周知に努めることを要望する。

基本計画では、地域特性に応じた生活拠点の整備を施策として掲げており、地域住民・事業者・地域関係者・NPOなどと区は連携・協働しながら、地域の課題を解決し、より良いまちを一緒に作り出していく、としている。今後も、それぞれの地域や地区での課題や特性等を踏まえ、地域が主体となった持続的なまちづくりが推進できるよう、一層の支援等に努められたい。

（地区整備課、ほか関係課）

ス 環境清掃部関係

地球温暖化対策の推進について

区は、4年2月に、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明し、率先垂範して脱炭素化に取り組むとともに、区民、事業者、学校をはじめとする多様な主体に対する周知・啓発を積極的に行うなど、意識醸成と相互理解の中で脱炭素化に向けた取組を強力に推進するとした。

5年3月に改定した環境基本計画では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、2030（令和12）年度までに二酸化炭素排出量を2013（平成25）年度比で50%削減、2032（令和14）年度までに再生可能エネルギー導入容量（累計）を約3万キロワットに拡大、2032（令和14）年度までに、区の事務事業における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で60%削減の3つを目標に掲げている。

これまで、区は事業者として、総合庁舎の使用電力の再生可能エネルギー100%への転換や庁用車の電気自動車等への切替え、電気自動車のカーシェアリング事業の実施などに取り組むほか、二酸化炭素の排出量削減に配慮した太陽光発電システムなどの住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備を設置した区民に対し、その費用の一部を助成するなど、家庭における環境負荷の少ないエネルギー利用の促進を図っている。

また、7年度からは、カーボンオフセットの取組として、多摩地域の森林において、参加自治体が連携して森林保全を推進することにより、広域的で持続可能な森林循環の確立を目指す、森林環境譲与税を活用した「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加を表明しており、現場体験事業等も計画されていることから、区民への普及啓発等への活用も期待できる。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、区内の大規模事業者である区が率先して取組を実践するとともに、区民、事業者等が自ら具体的に行動することができるよう普及啓発と支援に努め、環境基本計画に掲げた削減目標の達成に向けて取組を推進されたい。

（環境保全課、ほか関係課）

セ 教育委員会関係

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進について

教育委員会では、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、相互に連携・協働して魅力ある学校づくりを進めていくとともに、学校を核とした地域づくりを推進するため、学校運営協議会の設置と地域学校協働活動を一体的に推進していくとしている。

学校運営協議会を設置した学校であるコミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みであり、学校運営への必要な支援を協議する場である。

また、地域学校協働活動とは、登下校の見守りや学校行事支援など、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。

7年度に原町小学校、不動小学校及び第一中学校を先行実施校として学校運

営協議会が設置され、各学校における取組が開始されている。学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進していくためには、双方の事情や要望などを十分に理解した上で、地域学校協働活動が学校運営の改善に結びつくよう、地域と学校との橋渡し役となる、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の役割が重要となる。

学校運営協議会については、9年度までに半数の区立学校・園に、11年度中までに全ての区立学校・園に設置することが目標として掲げられていることから、教育委員会として先行実施校3校の取組状況について、課題等も含めて丁寧な把握と適切な支援に努めるとともに、部活動の地域移行や教員の働き方改革など、学校を取り巻く課題等も踏まえた上で、全区立学校・園への着実な導入に向けて準備を進められたい。

（生涯学習課、ほか教育委員会事務局各課）

3 まとめ

今回の監査では、全体としては、おおむね適正に予算や事務事業の執行等がなされていることが確認できたが、指摘事項のとおり、会計事務や契約事務に関し不適切な処理が散見された。

こうした一部の不適切な事務処理については、規程等の認識不足や事務処理の基本的理解が不十分であり、組織内においてチェック体制が十分に機能していないことなどが原因と考えられる。

マニュアルの再確認など組織内での注意喚起を徹底し、同様のことが繰り返し起きないように、区としてシステムによる対応等も含めて、より効率的で適切な事務処理の仕組みを構築することを要望しておく。なお、今回指摘事項がなかった所管についても、自らの問題・課題として真摯に受け止め、今後とも適切な事務処理に努めてほしい。

今後の学校施設をはじめとする老朽化した区有施設の計画的な更新等については、近年の物価高騰等の影響で、事業費の大幅な増加も見込まれる。将来的な財政負担も十分に考慮し、中長期的に安定的な行財政運営が可能となるよう、必要な財源の確保と効率的・効果的な事務事業の執行に一層努め、区民福祉の更なる向上が図られることを期待する。

以 上